

## 平成27年度第2回石狩市社会福祉審議会 会議録

■日 時 平成27年11月25日（水） 13時30分～14時20分

■場 所 石狩市役所 5階 第2委員会室

■出席者【審議会委員】

後藤委員・北原委員・柏野委員・鈴木委員・浅井委員・向井委員

【事務局】

三国保健福祉部長・櫛引こども家庭課長・大西こども家庭担当主査・石井こども家庭担当主査・池田福祉総務課長・高井福祉総務課主幹

■欠席者 若狭委員・佐藤委員

■傍聴者 1名

■会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 諮問書交付
- 4 諮問事項に関する行政説明
- 5 審 議  
事業所内保育事業の設置認可について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

### 1 開 会

○池田課長

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

定刻でございますので、只今から、平成27年度第2回石狩市社会福祉審議会を開催致します。

本日は、若狭委員、佐藤委員から欠席される旨のご連絡をいただいておりますが、本審議会は石狩市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席がございますので、会議が成立しておりますことをご報告致します。

それでは、開会にあたりまして、後藤会長からご挨拶をいただきたいと思います。

### 2 会長挨拶

○後藤会長

（会長挨拶）

### 3 諮問書交付

○池田課長

続きまして、会議次第3の「諮問書交付」でございます。

三国保健福祉部長から後藤会長へ、「諮問書」をお渡ししたいと存じます。

○三国部長

(諮問書交付)

○後藤会長

事業所内保育事業の設置認可について審議していきたいと思**います**。最初に、事務局から趣旨説明がございますので、それを伺いたいと思います。

#### 4 諮問事項に関する行政説明

○櫛引課長

本審議会に提出している資料につきまして、こども家庭課櫛引のほうから説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

はじめに、1の諮問の趣旨についてであります。平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートしました。

石狩市は、この「子ども・子育て支援新制度」の実施主体であり、事業所内保育事業の設置認可を得ようとする者からの申請に対し、設置認可をしようとするときは、あらかじめ石狩市社会福祉審議会の意見を聴く必要があります。

このため、石狩市が事業所内保育事業の設置を認可するに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

次に、2の事業所内保育事業についてであります。事業所内保育事業は、地域型保育事業とも呼ばれる市町村による認可事業の一つであり、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育するものであります。

2ページをご覧ください。

事業所内保育事業を行う者は、表の左欄の利用定員の区分に応じ、それぞれ表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の定員枠を設ける必要があります。

なお、本日ご審議をいただく案件につきましては、利用定員が9人であることから、地域の子どもの定員枠は3人以上となります。

なお、事業所内保育事業には、利用定員が20人以上の「保育所型事業所内保育事業」を行う事業所（保育所型事業所内保育事業所）と利用定員が19人以下のものに限る「小規模型事業所内保育事業」を行う事業所（小規模型事業所内保育事業所）があります。

次に、3の事業所内保育事業の設置認可についてであります。これについては、担当主査の大西より説明させていただきます。

それでは、別添資料の申請書一式をご覧ください。なお、この事業所内保育事業の設置認可に係る資料は、本審議会終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## ○大西主査

私からは、この度申請がありました事業所内保育事業の概要について説明いたします。

説明につきましては、認可申請書一式から要点をまとめ、概要版を作成し、4ページにまとめております。こちらの資料を使って説明いたします。なお、この概要版を除く認可申請書一式につきましては、会議終了後回収させていただきます。

この度の申請は、平成27年10月7日付けで本市に提出があったものです。提出後、協議を重ねまして、協議が調ったため本審議会にお諮りするものです。子ども・子育て支援新制度での「事業所内保育事業」は先程も説明がありましたが、設置する企業の従業員のお子さんの他に、地域のお子さんを預かる枠を設け、地域のお子さんと一緒に保育するという事業形態になっております。制度上、地域型保育に分類されるもので原則19人以下、0歳から2歳児を預かる事業で市町村の認可事業となっております。なお、従来からある事業所内保育の従業員のお子さんのみを対象とした事業につきましては、新制度の枠組みには入りませんが、実施可能となっております。また、昨年度審議会にお諮りした「小規模保育事業」も同じ地域型の分類となっています。

それでは、資料の1枚目をご覧ください。まず、申請者の情報になります。申請者は「株式会社 食品急送」、所在地は新港西3丁目です。この会社の事業内容は物流関係の企業で、運送や倉庫業を営んでいる会社です。資本金は3千5百万円で、平成3年に札幌市で設立されております。

従業員数は162名、石狩市には平成20年に石狩物流センターを竣工し、本社営業所を石狩市に設置しております。その後、平成24年には石狩第二物流センターを竣工し、この建設に合わせて、厚生労働省両立支援助成金を受け、保育所を併設し、平成24年11月に開所して以降、認可外保育施設として北海道の指導監督のもと運営されています。当初の定員は25名ということで運営が始まっております。以上のことから、この施設は当初から保育所用途として建設された施設となっております。

続きまして、保育事業の概要について説明いたします。名称は「こども保育園つばき」、所在地は会社と同じ新港西3丁目、事業の種類は、事業所内保育事業小規模型となっております。定員は9人で、内訳は地域枠が3人、従業員枠が6人、年齢別内訳は表のとおりです。

開所日時は、月曜から土曜日の8時から19時、日曜祝日、年末年始は休みとなっております。連携施設は、あかつき山口保育園。食事の提供は、連携施設からの搬入を予定しております。このあかつき山口保育園と、こども保育園つばきと位置関係は距離にして2.4キロ、車で移動すると約6分で、比較的至近距離にあります。保育従業員は、常勤1人、非常勤が4人の合計5人で、非常勤を常勤換算すると3人となります。平均経験年数は9年で、すべて保育士資格を持っている従業員で運営を開始します。また配置基準上必要な保育従事者数は3人で、基準を満たしています。

次のページに移りまして、参考として過去3年分の利用状況を記載しております。前年度実績は6人で、この度申請があった定員設定は利用実態に合わせたものと判断しております。

次に建物の概要になります。構造は鉄骨造、準耐火建築物となっております。保育室等の設置階は2階です。各室の面積等は、表のとおりです。この表の他、敷地内に外遊びのスペース、避難用の屋外階段があります。

次のページは設置基準です。この度の認可申請は、事業所内保育事業の小規模型の基準の適用を受けることになり、太枠で囲んだ部分が基準になります。先ほど申請者の概要の説明の中で厚

生労働省助成を受けてと説明しましたが、この助成を受ける際の基準を参考までに記載しております。右側には、事業所内保育事業保育所型の基準を記載しております。これは、20人以上の利用定員を見込んだ場合に受ける基準となっております。

両立支援助成金の基準と事業所内保育事業小規模型の基準を比較してみますと、必要な設備として、ほふく室が新たに必要になりますが、現在ある保育室などの用途変更で可能なものとなっております。また園庭は、屋上の遊戯スペース、敷地内の外遊びスペースがそれに当たり、基準を満たしていることを確認しております。

連携施設について、あかつき山口保育園との連携内容を記載しております。基準上必要な連携は概ね網羅していますが、卒園後の受入施設につきましては、札幌市内の認可保育所となっております。これは、石狩市民が利用するには広域管外入所の扱いになりまして、札幌市民よりも優先度が下がるため、実際の利用が難しくなっていくのではないかと考えております。従いまして、石狩市民の受け皿となる施設、例えば広域利用が一般的な幼稚園や市内の保育施設等の確保を検討する必要があると考えています。この点についてご意見をいただければと思っています。

なお、連携施設につきましては新制度施行後5年間の経過措置が設けられております。この期間内に連携施設が確保できれば、認可上問題になることはありません。

次のページに続きます。保育室等を2階に設ける場合の基準についてです。耐火建築物または準耐火建築物であること、常用設備として屋内階段又は屋外階段が設置されていること。避難用設備として屋内階段退避場に有効なバルコニー、準耐火構造の屋外傾斜路、屋外階段のいずれかが設置されていること、乳幼児の転落防止設備が設置されていることの基準が上乗せになります。

これらについても基準を満たしていることを確認しております。

次に申請者が社会福祉法人、学校法人以外の場合についてですが、国からの通知に基づき、当該事業を経営するために、事業規模に応じた必要な経済的基礎があると市町村が認めること、また、当該認可を受ける主体が他の事業を行っている場合については、直近の会計年度において保育事業を経営する事業以外の事業を含む全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと、経営者が社会的信望を有すること、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識または経験を有することを加えて審査することになっております。これらについても基準を満たしていると判断したところです。以上が事業所内保育事業の概要です。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

#### ○後藤会長

ありがとうございました。

先ほど、案件に対する全般的な説明がありました。そして今、申請団体と保育事業の説明がございましたけれども、ご意見を伺う前に、議論を進めていくために確認すべきことがあれば確認したいと思います。

では、私の方から一点よろしいでしょうか。この事業所内保育所というのは以前、新制度になる前の事業所内保育所もありますね。その保育所と現在の保育所で、新しい法律の違いというのは、旧事業所内は従業員のお子さんだけだったのですか。そして新制度の場合は従業員以外のお子さんも預けるようになったというのが大きな違いなのですか。

○櫛引課長

従来の事業所内保育との一番大きな違いは、認可外保育施設ということで公費が入らないことです。従来も、従業員以外のお子さんでも一時保育の形でお預かりできたので、一番大きなところは公費が入るか入らないかという点です。

○後藤会長

そうすると、今回の事業所内保育所は、公費が入るということで、普通の認可保育所に利用されているお子さんと同じ割合で入るのですか。

○櫛引課長

従業員のお子さんがこの保育所を利用された場合は、地域の方のお子さんを100%としたとき84%のお金が入ります。

○後藤会長

そういったことで、その地域の従業員ではないお子さんたちが入ってくる枠を取りましたということですね。

さらに質問してよろしいでしょうか。先ほどの具体的な中で連携施設のお話がありました。あかつき山口が比較的近い連携施設としてあるのですけれども、食事の提供については持ち込みとなっています。今度設置する事業所内保育は、調理設備が要求されています。それを利用しないで食事を持ち込むということは法律上許されるのでしょうか。

○櫛引課長

概要版の3ページの太枠で囲んだところで、両立支援助成金を受ける事業所内保育所の必要な設備として調理室というのがあります。この事業所内保育所には現在も調理室があります。

事業所内保育事業につきましては、調理室ではなく調理設備があればいいということで、原則自園調理ですが、こういった連携施設からの搬入も制度上可能となっています。

○後藤会長

私の理解では、園内で調理するというのは、規定としてあったと記憶しているのですが、この事業所内保育所の場合については調理設備があったとしても、そこで調理する必要はないということではないですか。

それから、札幌市の2.4キロ離れた所に集団保育を体験しなければならないということがあったのですが、どう判断したらいいのでしょうか。石狩市の幼稚園とか保育園の方が良いように伺ったのですが、今回の場合は体験的保育が札幌市となっています。それはどう判断したらいいのでしょうか。

○櫛引課長

例えばバス遠足など、年に数回行われる様々な行事と一緒に参加する機会を設けることが集団保育の一つになっております。一番大きな点は、ここを卒園した時の行き先として札幌市民の方

であれば、あかつき山口保育園は札幌の手稲区なので、卒園後の受入先として連携施設としてはいいですけども、地域枠で石狩のお子さんが入られて、3歳になった時に次の施設に行く時については、幼稚園であればバスが走っていますので札幌市内でも石狩市内の幼稚園でもいいのですが、認可保育所となりますと、石狩市内の保育所でなければ実質なかなか入りづらいということで、将来的には石狩市内の認可保育所もしくはどこかの幼稚園などと連携をしていただきたいとお願ひしています。

○後藤会長

それは願ひしてあるのですね。何年以内にそういったことを回答してくださいというような願ひをしているのですか。

○櫛引課長

経過措置として、今年の4月1日に新制度が始まったのですけれども、その日から5年ということで、平成32年3月31日まではこの経過措置が有効ということになっています。平成32年3月31日までに連携施設を見つければ、そのまま認可事業として継続できるということになっております。

○後藤会長

今、櫛引さんが答えられた件ですが、ここは2歳までしか利用できませんね。その後は、石狩市の在住者であれば石狩市の施設を使いますよね。そう考えた時に、連携施設が札幌市内にあるという事は、利用されるお子さんにとっては問題があるのではないかとということで質問させていただきました。このような設置申請が過去にもありましたが、連携施設が過去の申請の時も札幌でした。石狩市が認可することを考えた時に、連携施設が札幌市にあって申請するということに対しては、経過措置があるにせよ、とても気になる場所ですね。

この案件がどうのこうのという訳ではありませんが、今後申請する事業者があった場合には、札幌ではなく石狩市の幼稚園、保育所を利用するという姿勢があっても良いのではないかと考えます。

○櫛引課長

実際、今日には間に合わなかったのですけれども、事業者にお聞きしたところ、今幼稚園に話をしているところがあるということを伺っています。

○後藤会長

私が懸念していたことは以上の件です。質問に回答していただいたことに対しては、理解しましたが、他に皆さんから質問があれば、伺います。

○北原委員

事務的なことなのですが、9人のうち3人の地域枠がありますが、これは、石狩に在住する者でなくても、札幌の人でも受け入れる枠になるのですか。

○櫛引課長

現在の認可保育所、また小規模保育事業所もそうなのですが、定員に達していない場合については、他市町村の受入れ枠があるということで設立されています。実際、札幌市からも入っているお子さんも現在いらっしゃいます。

○北原会長

財源的な負担に関してはどこから出るのですか。

○櫛引課長

それぞれのお住まいの自治体の方から出ています。

○北原会長

そうすると、札幌市民の保育という場合には、札幌から見合った助成が入る運営形態になるということですね。

○後藤会長

他に何か質問はございますか。

○鈴木委員

今の北原委員の質問について、私も同じことを考えていて、3名の地域枠はどこから出てきたのでしょうか。その根拠があれば教えて欲しいと思います。

○櫛引課長

昨年度の第1回審議会で、新制度の基準についてご審議いただきました。事業所内保育事業の利用定員について、利用定員が8人から10人の場合は、地域のお子さんの数は3人以上となるなど、設定についてご審議いただきました。これは、国からは従うべき基準ではなく、参酌すべき基準ということで出されましたが、本市でも特別な事情や特性がないことから、国の基準どおりとして了承を得て、9月に条例および規則を制定したところです。それが根拠になります。

○後藤会長

鈴木委員のご質問は、3名枠はあるが、地域の利用者がいるかということですが、石狩市には待機児童がいるのですか。いた場合には、待機解消策としてメリットがあることは伺いましたが今はどうなのでしょう。

○櫛引課長

待機児童は発生していませんが、新港地域には、札幌市もそうですが、石狩市からもかなりの方が勤めているので、石狩湾新港地域の事業所内保育は、かなり需要があるのだろうなということとで私どもは見込んでいます。逆に、3名が将来的には増えるのではないかと考えています。

○後藤会長

その増えた部分は、4名になったり5名になったりすることは可能なのですか。

○櫛引課長

可能です。例えば、5名ですと16人から20人以上のところで5名というところもありますし、先ほどの8名から10名は3人という基準を申し上げました。今回9名のうち3名が地域枠ということで申請があがってきておりますけれども、例えば地域の枠が余っている場合で、従業員の枠が足りない場合、お互いの定員の枠を貸し借りすることができます。従業員と地域の枠を譲り合いながら運営していくことが可能となっています。

○後藤会長

それはあくまで、9名という定員枠での話ですね。

○櫛引課長

はい。そうです。

○後藤会長

他に何か聞いておきたいことはございますか。

○柏野委員

今現在通っている人で、石狩の利用者は全部含めて何人位いらっしゃいますか。

○櫛引課長

現在の利用者総数が7名で、従業員も入れて石狩市民が3名、他4名が札幌市ということになります。

○柏野委員

はい。わかりました。

○後藤会長

今も保育園を経営していますが、それは定員何名ですか。

○櫛引課長

25名です。

○後藤会長

25名ですけれども、現在は6名の利用ということになるのでしょうか。



○櫛引課長

そうです。

○後藤会長

そうすると、6名しかいないが、保育士は25名の配置基準により確保しておくのですか。

○櫛引課長

これは、利用定員に応じた保育士を配置するという基準になっています。

○後藤会長

そうすると、保育士は弾力的に確保するのですね。

○櫛引課長

はい。そうです。

○浅井委員

この保育所の近辺は、手稲区の曙や、明日風地区とか、どんどん開発が進んで家が増えています。そうすると、これから保育の需要が増えるのではないかと思います。定員を増やす際には、またこのような申請書を書く必要があるのでしょうか。

○櫛引課長

そういった際には、利用定員の変更ということになりまして、変更申請書を提出してもらい、こちらで審査して、承認されれば利用定員が変えられることになっております。

○後藤会長

今回は9名の申請ですが、現在は、25名のキャパシティで無認可での運営をしていますね。これを15名とか20名にすることが可能だということでしょうか。

○櫛引課長

可能です。

○後藤会長

私たちも、事業所内保育の認可というのは初めての経験ですが、これを認可するにあたって、何か確認しておきたいことがあればお願いします。

これは、本当に難しいことですが、石狩市では、保育ニーズは今後高まっていくと考えているのです。そうすると、事業所内保育所や認可保育所は増やしていかないとならないと考えていらっしゃるのですか。

○櫛引課長

子どもの総数は減っているけれども、働きに出るお母さんが多いのか、一定の需要があります。また現在、樽川5条の地区に一区画200万円ほどで購入できる土地が330区画位あります。そのうち、220区画位が地区計画上で出てきておりまして、その4分の3が札幌市から転入ということになっております。今後数年間、この地区についてはかなり保育の需要があるかと考えています。

○後藤会長

そうですか。そして、現時点では待機児童がいない状態なのですね。

○櫛引課長

現状ではそうです。ただ、ここ3年の推移を見ますと、毎年4月から翌年の3月にかけてお子さんの数が大体80～85人位増えているのですけれども、今年に限っては、11月の利用調整会議時点で、例年の3月のペースとなっており、樽川の影響も大きいと考えています。

実は、今回も12月1日からの認可ということになりますと、そういった需要にもタイムリーに对应していただけるということも考えてございます。

○後藤会長

今、待機児はいませんという話でしたが、現在、保育園、幼稚園も定員オーバーして、120%まで入れても良いとなっています。それは、どう考えているのでしょうか。要するに、定員どおりで待機児がいないのか、120%まで入れて待機児がいないのか、どういった状態なのか。

○櫛引課長

現在は、120%の制度を使って、待機児童がいないという状況になっています。

○後藤会長

そうすると、定員どおりにすると、実質的にはいるのですね。

○櫛引課長

待機はしていないが、定員を上回って受け入れている状況です。ただし、面積や保育士の配置基準については、条件を満たしているというところで、弾力運用で認められた制度を活用している状況です。

○浅井委員

私は、わかば幼稚園の近くに住んでいるのですが、今、工事を行っていて、新しい園舎を建てているので、結構キャパシティが増えるのではないのでしょうか。

○櫛引課長

わかば幼稚園は、既存の幼稚園部分に認可保育所を定員20人規模で増やすということで、老朽化も相まって、改築工事が進められているところです。

○後藤会長

そのようなことで、社会的に問題になっている待機児童について、石狩市では、クリアしているということですが、まちの開発状況を考えると、保育ニーズは増えていく傾向があるのではないかと思いますよね。

○櫛引課長

補足ですが、ここの保育士につきましては、経験年数が9年ということです。市の他の認可保育所の平均が8.1年ですので、経験豊富な保育士を揃えているということと、園長先生が看護師の資格も持っているので、そういう面でも安心して預けることができる施設ではないかと思います。

○鈴木委員

今、需要の話がありましたが、もう一点、今問題になっている、保育士の条件を少しでも良くしてほしいという思いがあります。

○後藤会長

審査要件の中に、雇用条件というのは申請時に問われているのですか。

○櫛引課長

給与面ということでは、ないです。

○鈴木委員

この常勤換算というのも、かくれみのみたいなもので、ほとんどが非常勤というか、嘱託ですよ。

○後藤会長

こういったことが、鈴木委員からの希望です。こども保育園つばきに、従業員の雇用条件も努力をしていただきたいということがもし言えるのならば、言っていただければありがたいです。

他に質問がないようであれば、私の方から、今回の事業所内保育事業の申請に対する認可について採決をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。

賛成の方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、そのように答申をよろしくお願いいたします。

この件について終了しますが、事務局の方から、その他何かございますか。

○池田課長

その他については、本日はございません。

なお、今回のご答申にあたり、付帯意見などについてご確認いただきたいと思います。

○後藤会長

今の議論で記憶しているのは、一つは、連携施設の問題ですね。石狩市のお子さんが利用しているならば、石狩市の連携保育園、幼稚園、あるいは認定こども園にした方が良いのではないかとということがありました。

また、もう一つは、鈴木委員がおっしゃったように、従業員の雇用条件、給与面についても配慮願いたいということを付け加えたら良いのではないかとということもありました。

その２点が具体的に挙がっていたと思いますが、他に何か加えた方が良いのではないかとということがあれば、お願いします。

○北原委員

今回の案件は、新港に働いている人の環境整備という点で、とても大きな意味があると思います。この３人の枠ですが、関係者だけで情報が終わるのではなく、そこに預けて、働きたいと思ってもらえるような情報提供を行うことや、このような取組を通して、そういう人達のために、さらなる動きに発展していければ良いと思います。

○後藤会長

それも付帯事項として入れていただければありがたいです。

○池田課長

それでは、１点目は連携施設のこと。２点目は従業員の条件について。３点目が新港地域で働く方々への情報提供。この３点ということでよろしくお願いします。

○後藤会長

他によろしいでしょうか。なければこれで審議会を閉じたいと思います。

ありがとうございました。

平成２８年 １月 ５日 議事録確定

石狩市社会福祉審議会

会長 後藤 昌彦